

受賞対象となった研究内容について

あけたがわ とおる
明田川 融

日本に置かれた米軍基地の在り方や、米軍構成員・軍属・それらの家族の法的地位などを規定するのが、日米地位協定です。私は、同協定をめぐる政治家、官僚、そして市井の人々が繰りひろげてきた政治史を——前身である日米行政協定にさかのぼって——約 20 年間にわたり跡づけてきました。

一般財団法人 櫻田會より第 36 回政治研究櫻田會奨励賞を贈られた拙著『日米地位協定 —その歴史と現在』(みすず書房、2017 年)は、五部、12 章からなります。第一部(第 I～第 III 章)では、米軍基地を日本国内のどこにでも設定し得るという類例のない方式(全土基地方式)の形成および展開過程を跡づけ、さらに、沖縄における米軍基地(とくに同専用基地)の偏在という、これまた日本における基地設定の問題点について考察しています。

第二部(第 IV および第 V 章)は、基地の排他的管理権を扱っています。同権は、米軍側が、その意にそわない者の基地への立ち入りや基地の使用を拒むいっぽう、基地内にとどまらず、出入の便をはかるという名分で、基地の近傍・隣接地などでも必要な一切の措置をとる権能のことです。外務省は、同権こそ地位協定上の基地の「本質的な要素」と考えています。拙著は、対日講和、そして 60 年安保改定を経て、その排他的管理権が形成・維持される政治過程を詳らかにしています。そして、行政協定時と変わることなく維持されている米軍の基地に対する排他的権利が、今日でさえ、基地所在自治体による基地内の環境立ち入り調査、あるいは犯罪等の被疑者である米兵・軍属が基地内へ逃げ込んださいの捜査などの前に立ちだかる壁となっていることを指摘します。

第三部(第 VI～第 VIII 章)は、米兵・軍属らに対する刑事裁判権の問題を扱っています。地位協定の刑事裁判権規定は、行政協定時代の 1953 年 10 月に改定されたものです。第 VI 章では、その改定過程を近年に公開された日本側外交記録の——管見の限り初の——読み込みを通して詳細に跡づけています。また、米兵等の被疑者が日米いずれの裁判権に服するか決定においては当該人物が「公務」中であつたか否かが分岐となりますが、その「公務」の定義をめぐる日米交渉を初めて明らかにしたのが第 VII 章です。さらに、米国統治下の沖縄において米兵犯罪および裁判権をめぐる歴史がどのように展開し、その歴史から今日の地位協定問題に活かすべき教訓をさぐるというのが第 VIII 章です。

第四部(第 IX および第 X 章)は、地位協定上の経費分担問題を、「思いやり予算」の成立・履行過程と関連づけながら考察するものです。ほんらい地位協定の経費規定によっては支出し得ない日本側の財政措置はいかにして可能とされたのか。拙著は、「思いやり予算」が安保条約の論理→地位協定の「リベラルな」解釈→「思いやり」の感情→「思考停止」による正当化によって可能になったことを明らかにしています。その点で、拙著は他の研究にない独自性を有すると言えます。

最後の第五部(第 XI および第 XII 章)では、「密約製造マシン」の異名をとる日米合同委員会および協定改定問題を扱います。地位協定の運用改善とほぼ同義の、日米合同委員会合意を産みだしているこの機関はどのような経緯で設けられ、同委員会の活動や合意内容が有する問題性とはいかなるものなのか。第 XI 章は、これらの問題を委員会の起源にまでさかのぼって考察しています。第 XII 章では、これまで協定が改定されてこなかった要因を整理し、そのうえであるべき改定の姿を展望します。さらに、これまで日本にとっての地位協定問題とは、もっぱら外国軍隊受け入れ国としての問題でありましたが、今日、自衛隊の海外での活動が活発化しているのにもない、派遣国としての問題ともなっている現状を指摘します。

日米地位協定については、故本間浩氏による国際法という視点からの研究、また、伊勢崎賢治氏らによる——米国が他の国々と結んでいる同種協定との——比較論的研究などが存在しました。しかし、政治史という観点から、同協定の成立以降、2000 年代にいたるまでの、同協定をめぐる問題点を論じた研究は拙著が嚆矢といってよく、その学術的価値は決して少なくないと言えます。